

**発表③ 喜界島の資源を利用して起業するための法的手法
-共同企業形態での新規事業化のすすめ-**

鹿児島大学法文学部

松田 忠大

はじめに

1. 喜界島の現状：「人が少ない、お金がない」

(1) なぜ人が少ないのか→仕事がない！

ア) 農業→家族や親戚を頼った就農→受入数に限界あり

イ) 島の需要に応える製造業・サービス業

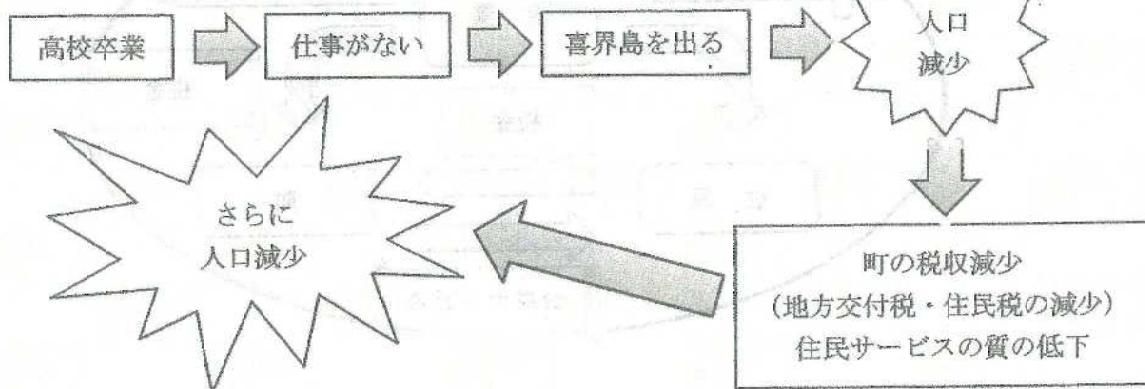
※人が少ないと需要が限られている→十分な仕事の場を提供できない

(2) なぜお金がないのか→お金を稼ぐための手段が限られている！

※島の外からお金を稼ぐための主力産業→農産物の生産・加工

→一種のモノカルチャー：収入が不安定

(3) 人口減少に拍車！



2. 喜界島の人々がもっとお金を稼ぐには？

(1) お金をいっぱい稼げたら？

ア) 島民の収入が安定・向上

イ) 町民税収の増加→町の公共サービス満点・充実！

↓

※島外に出る人が減少=人口増加！

(2) もっとお金を稼ぐ方法は？

ア) 島内の需要に応えるための産業の充実

→島内でお金が循環するだけ！

↓そこで

イ) 島外からもっとお金を稼ぐしかない！

①喜界島の現状

※農産物の生産・加工

→中心的な島外からのお金の獲得手段

②これまでの産業に頼らないでお金を稼ぐ方法って？

(i) 島外の製造業（工業製品）等の誘致→でも、島に工場を設けるメリットなし

(ii) 島の資源（観光、農産物生産など）を利用して新商品を開発

↓ということは…自分であたらしく起業しなくてはならない！

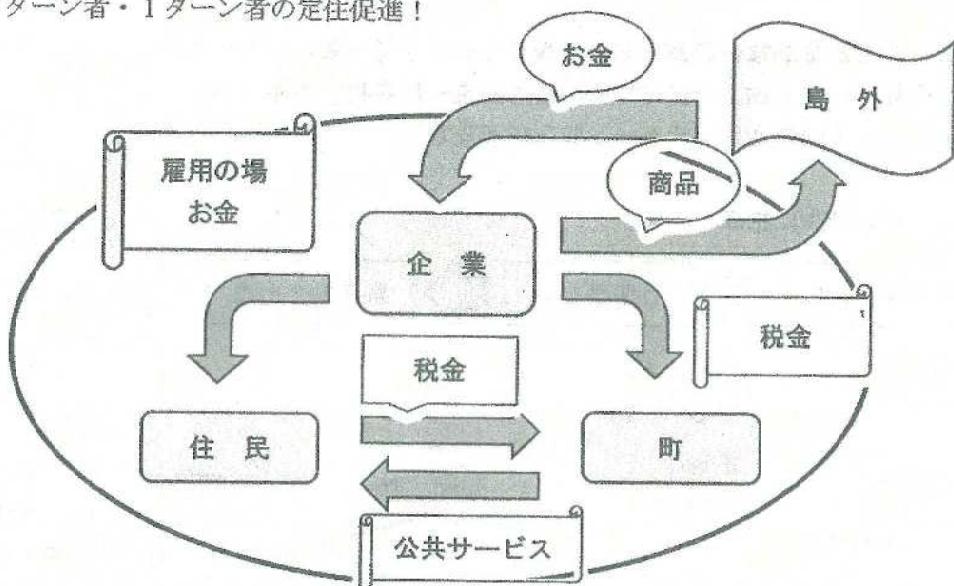
ウ) ベンチャー企業の立ち上げ ※ベンチャー=冒険的事業

①商品を島外へ売ってお金を稼ぐ！

②雇用機会の提供

・家族や親戚を頼っての就農、地元企業への就職という狭き門を打破！

・Uターン者・Iターン者の定住促進！



3. 事業化の法的手法

(1) 共同企業のすすめ

ア) ひとりで事業を立ち上げたら

①メリット：事業で稼いだお金→ひとり占め！

②デメリット

・事業に必要な金→どうやって調達する？

・事業に失敗したら→ひとりで責任を負う！

イ) みんなで事業を立ち上げたら

①メリット

・事業に必要なお金→みんなで少しづつ出し合う

・事業に失敗しても→みんなで責任を負う

②デメリット

・事業で稼いだお金をひとり占めできない！



ウ) ひとりでやるより、なかまと一緒にいい！

(2) 共同企業のかたち…いろいろな形態があるんだよ！

※主な共同企業のかたちとしては次のようなものがあるよ！

ア) 組合

イ) 営利法人(会社)

①持分会社：合名会社・合資会社・合同会社

②株式会社

(3) 営利法人の主な特徴

ア) 法人とは

…法律によって肉体をもった人と同じように活動できるようにしたもの

イ) 分離原則：財産的分離原則の恩恵はすごい！

→法人の財産は法人に出資した個人の財産とは切り離される

(合名会社への出資者と合資会社の一部の出資者を除く)



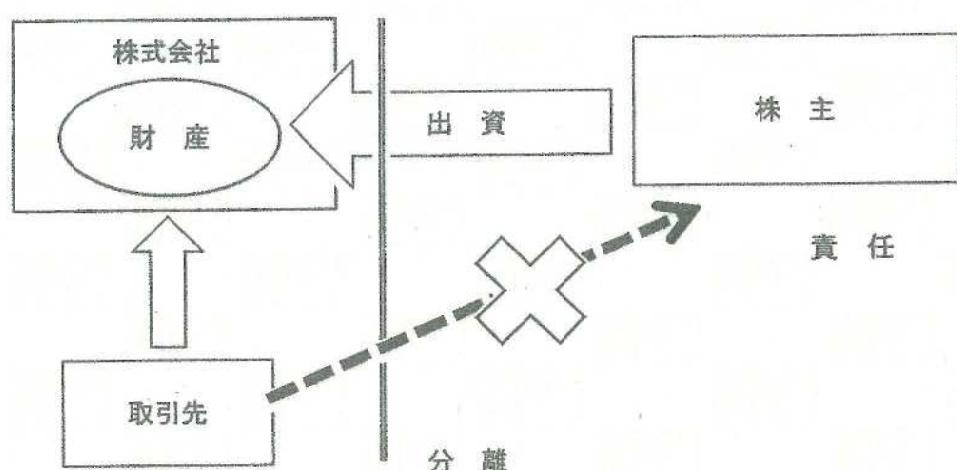
ウ) 合同会社の社員・株式会社の株主の有限責任=自分が出資したお金が責任の限度！

①会社が倒産しても個人の財産まで失うことはないよ！



②株式会社…出資のリスクを軽くして、いろいろな人から広く資金が集められる！

→島外からの出資も期待できる！



2013年12月18日
喜界島みらい会議

4. 起業のハードルは高くないよ！

(1) 企業はすべてベンチャーだ！

ア) どんな大企業でもリスクはある！

イ) 共同企業としての合同会社・株式会社なら事業リスク分散+有限責任！

(2) 新しく事業を立ち上げたとして住民の理解は得られるの？

ア) 事業活動に関するネットワークの構築

イ) 若者へのアドバイス

(3) 実際に共同企業を体験してみては？

ア) 喜界高校で会社を設立→島外へアピール

例) 株式会社指商（指宿商業高校）の例

イ) どのような事業をする会社にするか？

→喜界島の資源をヒントにアイデアを出すのはみなさんです！

以上

〈発表②を終えての意見交換〉

畠山：森尾教授は、喜界島における「かみあわなさ」に歴史的背景があるのではという疑問を投げかけていらっしゃいましたが、外内さん、いかがでしょうか。

外内（淳）さん：難しいですね…。喜界島は黒糖焼酎が有名ですけれど、原料となる黒糖はほとんどが沖縄産です。様々な人と物の流れが連綿と続いて喜界島の歴史と現在の産業が成り立っていると言えるでしょうね。かみあわなさは、そういったところからくるのでしょうか…。

〈発表③を終えての意見交換〉

畠山：松田教授の発表内容のおさらいのような形になるかもしれません、この中では唯一株式会社の形態をとっておられる朝日酒造の喜禎社長にお伺いします。朝日酒造で株式会社形態をとっている理由を高校生に向けて話してもらえますか。

喜禎さん：えっ、なんでだろう（笑）株は、株を売却して大もうけしようとかそういうイメージがあると思うのですけど、うちは全然そういうのではなくて、先生がおっしゃったように、広く資金を集められるからということだった…と思います。

畠山：この中で起業されてるのは杉俣さんですね。松田教授は、この島で起業するときに先輩のアドバイスが受けられるようなネットワークが必要だとおっしゃっていましたが、杉俣さんもそのようなアドバイスを受けたことがありますか？

杉俣さん：アドバイスを受けたかあまり覚えていないんですけど、ぼくのところは利益をたくさんあげようというのではなくて、質のいい商品をお客様にお届けすることだけを一番に考えています。起業するかどうかはその人が何を大切にするかどうかではないでしょうか。

畠山：では、起業はあくまで、自分のやりたいことを実現する手段であって目的ではないという理解でよろしいですか？

杉俣：はい…そうですね。

発表④高校生の発表の内容

喜界町と与論町は人口や産業構成が似ているという前提のもと、与論に比べ喜界島の方が交通の便が良いにも関わらず、観光客は与論町の方が上回っていることを指摘。高校の先生が出張時に撮ってきた与論町の観光看板の写真を素材に、喜界町の観光看板が不案内であり、老朽化しているかを主張した。

米田さん：1つだけ、高校生にちょっと聞きたい。島を離れるわけだけど、この島を離れたとき、喜界島のどんなところをアピールしたいか？

高校生：…。サトウキビ畑やきれいな海などの自然が一番だと思うし、そこが喜界島のいいところだと思うのでそういったところを喜界島以外の人に発信していきたいと思います。

畠山：私たちの発表では、監視員制度に費やす 48 万円で他にできることが無いかについても考えたのですが、もしみなさんが喜界島のために 48 万円を自由に使っていいと言われたら、何に使いたいですか？

高校生：…。

畠山：たとえば、先ほどの発表内容だと、看板を立て替える費用に使うということも考えられます。

高校生：はい、看板を立て替えたいです。

西さん：この際だからちょっと言わせてもらいたい。今やった発表は、本当に自分がやりたいことだったのか？自分で考えて、もっとやりたかったことがあるんじゃないの？

満さん：生徒さんの発表は、私はよくできていたと思う。また、喜界島のみらいについて考え、議論する場というものを本来ならば、喜界島の人がやらないといけないと思う。この会議をここで終わらせずに、継続していくべきだと思う。

畠山：企画者冥利に尽くるお言葉です。ありがとうございます。

栄さん：行政の立場から。とても参考になりました。看板などのことなど、観光関係は他の部署になりますが、産業に関しては、自然環境にも配慮することを留意していきたいと思います。喜界島はやはり農業の島ですが、喜界町には地下ダムがあります。本日はその地下ダム等の灌漑施設見学のために、インドネシア政府の方の視察も入っています。喜界島の産業を支える施設というものは海外からも注目をされています。

外内(佳)さん喜界島の観光について看板のことなど、よく調べていたと思う。今度は、調べるだけに終わるのではなくて、自分たちがやりたいことを、実行してみて欲しい。実行してみることで、それが喜界島の観光や、産業、みらいにも繋がると思うし、卒業して島を出ても役に立つと思うから。

「喜界島みらい会議」アンケート（会議に出席した生徒が対象）

[問1]最も良い印象が残った発表はどれでしたか。1つだけを選んで下さい。

- 1番目の発表(鹿児島大学「うふっちゅな～れ」チーム)
- 2番目の発表(鹿児島大学法文学部教授 森尾成之)
- 3番目の発表(鹿児島大学法文学部教授 松田忠大)

[結果1]会議に出席した187名のうち、125名(67%)から「うふっちゅな～れ」チーム発表が支持された。X教授発表は約29%、Y教授発表は約1%支持され、無回答が約3%であった。

[問2]「喜界島みらい会議」全体について、以下の項目につき「該当する」か「該当しない」のどちらかで答えて下さい。

- a.喜界島について新しい発見があった
- b.内容が難しかった
- c.世代や立場を超えた交流となったと思う
- d.また今回のような催しをした方が良い
- e.喜界島のことを改めて考えるきっかけとなった
- f.会議時間が長すぎたように思う

[結果2]

- a.「喜界島について新しい発見があった」に「該当する」と答えた生徒は、
187名のうち153名(約83%)であった。
- b.「内容が難しかった」に「該当する」と答えた生徒は、187名のうち140名(約80%)であった。
- c.「世代や立場を超えた交流となったと思う」に「該当する」と答えた生徒は、
187名のうち142名(約77%)であった。
- d.「また今回のような催しをした方が良い」に「該当する」と答えた生徒は、
187名のうち136名(約74%)であった。
- e.「喜界島のことを改めて考えるきっかけとなった」に「該当する」と答えた生徒は、
187名のうち167名(約90%)であった。
- f.「会議時間が長すぎたように思う」に「該当する」と答えた生徒は、
187名のうち167名(約60%)であった。

最後に「喜界島みらい会議」企画者の畠山と日高に向けて、何かメッセージをお願いします。

(喜界島を考える(いいもやう)にびびました。
大学生ってアーヴィングを思いました。
あらゆるところにありました。)

(とても、勉強にならなかったので、今度からは、自分たちだけでも
喜界島について勉強したいです。)

(喜界出身の私よりも喜界島のことを知っています。
考へていろので、とてもすごいと、思って。)
また喜界島に来て下さいね。

(喜界のことを発表するのを聞く機会はありますか? これからのことについて会議をするという機会はなかなかないものでしたので、今日のことだけでも参考までに、ことを体験することができました。)

(農業がナショナルに影響を及ぼすかもしれないという見方がある
私には無かったので、喜界島について、考え方がある
また増えました。)

(喜界島について色々考えてくださっているのかとも
ありましたが、これらの提案をぜひどこかで実行して
ほしいと思いました。)

△
二通り
どちらに
せばいい

(島以外の人が島のことをこんなに考えてくださることに感激すると同時に、私たちがもう少し真剣に考え方で話し合うことが必要だと感じました。
ありがとうございました。)

(喜界島のことにについて、良く調べてくれてありがとうございます)
思ひません。18年間喜界島で過ごしていましたのに、知らないことを見つけることができました。

(今回の会議で、さも喜界島について知らなかつたと思います。
来年もまたこのおなじ企画を行ってほしいです。
本当にありがとうございました。)

◇「うふっちゅバネリスト」のご感想

(ほらいい企画ありがとうございました。
とても勉強になりました。この会議を次につづけていきたいです！
これからも頑張ってください。)

(常身のある発表をありがとうございました。
また、お頼み致します。)

ありがとうございました！

◇喜界高校の先生のご感想

(生徒とでも教員とでもいいお話を聞く会議でした。
今後の活動を期待致す。)

(喜界島を何度もお呼ばれありがとうございました。又、喜界島
のために色々考えてください。生徒の中に少しひどい気分がある
あれば、うれしいかなと思います。)

(これがうもこの会議を継続させていくと
喜界島はもうと良くなるでしょう。そんな場を提供
してください。又有難うございました。)

ありがとうございました！

お疲れ様でした。また是非遊びに来て下さいね。

(何度も喜界島に足を運んで調査されてしまうが、そこも喜
界でいいと感じる感想です。)

(会議の感想としては、高校生に分かりやすい内容だったのが印象的
れました。会議というものは大学の市長がお話をされただけでは
意見の交換がなく一方的だったという印象です。)

ありがとうございました！

高校の授業で用いられる会議なので、と高校生を主役にしたもの
がいい。下へ下へはいかないと感じます。)

(もと島内の人と話して、実態を（内面含む）調べて
良いと思います)

「喜界島みらい会議」に関わった感想

喜界高校普通科二年 酒井 亮太朗

自分なりに貴女の方の発表や会議、アンケート、インタビューなどで思ったこと、感じたことをここに書き記しておきます。なにか、論文等にお役に立つことができましたら幸いです。

私はあまり文才が豊かかつ敬語が巧みというわけではないので、多少文章が稚拙かつ上から目線だと思われますが、ご容赦下さい。また少々小難しい言葉が多いかと思いますが、それもお赦し下さい。

①アンケートについて

まず私が貴女の方と関わることになったアンケートですが、あのアンケートは非常に良くできていたと、個人的に思っております。

島の人間(特に中高生)は、日常的に島についてなにか考えるということがあまりありません。そのため、島に関する知識も限定的なもので、いざあのようなアンケートが来ると、返答に困ってしまうのです。中には回答に適当なことを書く者もいたことでしょう。

しかし、その分将来や島について真剣に考えている者の明確な考えがアンケートの答えに投影されるのです。畠山さんたちは、私以外にもインタビューをなさったことでしょうが、三年生の外内さんや山倉海さんが良い例だと思います。

またあのアンケートには私自身が知らないことも数多くありました。私は「ターンやリターン」という言葉やその概念に関する知識は全く持ち合わせておりませんでした。恐らく、多くの生徒がそうだったことでしょう。

島の子はやはり都会の生活に憧れるのか、卒業後は進学も含めて多くが島外へと出てしまいます。そして、そのままそこに居着き、生涯のほとんどを島外の都会や鹿児島本土で暮らします。

喜界高校や喜界中学校の生徒の多くは、そんな一生だけを考えてしまうことが多いはずだ、と私は予想しています。そんな子供たちに「ターンやリターン」を知ってもらう良い機会になったのでは、と思っています。

現に私自身も自分の考え方方が「ターンやリターンなど」と呼ばれていることを初めて知りました。その考えが選択肢として、ありだということは多くの生徒の進路や将来に幅を利かす要因にもなるのではと私は思います。

②インタビューについて

私を含め、多くの生徒に行われたインタビューも非常に良いものでした。島の子はインタビューされることなどほとんどありません。鹿児島本土の方でもそう多くはないでしょう。

そのため、私はインタビューを受ける前は大変緊張しておりました。どのような人達が私に何を聞くのか、それが非常に気になっていました。もちろん、私以外にもインタビューすることは知っていましたが、それでもやはり気懸かりでした。

しかし、案ずるより産むが易しとはこのことで、実際にインタビューを受けてみると、私の抱いていた不安や緊張は全くの徒労だったということが分かりました。

貴女方は非常に気さくに接してくださいました。無論、しっかりと毅然とした態度で私にすばすばと様々な質問や疑問を投げかけられましたが、そのどれもが私には新鮮なものでした。自分が考えたこともない様々な疑問を考えるのは、非常に楽しいものがありました。

全てのインタビューを受けた生徒がそうだというわけではありませんが、あの時の体験はなかなかに貴重なものです。見ず知らずの人間とお互いに様々な問題点などについて語り合うということは、己の見識や知識、教養、さらには道徳観や世界観を広げるのに、とても良い行動だと私は考えています。

インタビューの際の貴の方の話し方は非常に丁寧であり、決して上から目線などではなく、大変真摯なものでした。恐らく私以外の生徒たちも非常に安心して、受け答えに専念することができたのではないか。気遣いもすばらしく、お茶などの飲み物を用意していただけたことは、私にとってとても幸いなことでした。あのインタビューで貴方が発表や会議に使えるような情報や意見を手に入れることができたのならば、私にとって幸いなことであり、また光栄なことです。

③発表について

私は貴方の発表を非常に楽しみにしておりましたが、予想通り、いや、予想以上にすばらしい発表でした。私事ですが、私はこれでもパワーポイントなどを用いた発表は得意な方だと自負していたのですが、やはり本格的に勉強している差なのか、貴方の発表の方が断然私のものより上でした。

今回の貴方の発表は声、身振り手振り、映像、その全てが巧く、全体的にバランス良く整ったものでした。また高校生や島の人間にも分かり易く構成されていたのも良かったです。島の高校生は小難しい話が苦手かつ嫌いという、何とも面倒な性質を持っている者が多く、そういった者たちは退屈してしまうことが少なくありません。

しかし今回の発表では図や写真を巧みに使い、なおかつ随所に適度にユーモアが交えられていたため、高校生の興味を惹くことに成功していました。事実、私のクラスの生徒にも笑っている者が多くいました。

手に入れたデータを有効活用できていたのでは、と私は思っています。調査をする中で聞いた当事者たちの言葉を載せたことも良いと思います。

やはり当事者でなければ分からない詳細な情報や表だって目立つことがない問題等を、多くの生徒が知ったのではないかでしょうか。

個人的には天秤のイラストを用いたのは非常に効果的だったと、思います。一つの問題から派生する二つの選択肢の関係やそれに関する衡量、価値のバランスを端的に表現できていたと思います。

ただ個人的には質問の時間がもう少し欲しかったな、と思います。時間の都合上やむを得なかつたのでしょうか、時間があった場合、生徒たちがどんな質問をしたのか、非常に気になります。

喜界高校生の生徒はやや自分たちの好きなこと以外は無関心という傾向がありますが、それでも指名などして意見を絞り出すことは可能だったかも知れません。それだけに質問時間が短かったのは残念ですが、全体的な完成度は高かったように思います。

④会議について

少々辛口かつ無遠慮な物言いかも知れませんが、ご容赦下さい。私はインタビューの際に、貴方から「喜界島みらい会議」なるものの趣旨を聞き、身勝手ながらかなりの興味を抱いていました。

その会議が本来の目的や趣旨を十分に發揮したら、どのような意見や質問が出てくるのだろうか、と考えて楽しみにもしていました。

しかし残念ながら本番は時間の都合上、本来行うはずだった討論まで至ることができず、教授方の発表まで終わってしまいました。私はそれが残念で仕方ありません。

もっともそれは貴方も同じことだろうと思います。私は貴方を責めているわけではありません。ただ本音を述べているだけですので、気にしないでください。恐らくこちら側の段取りにもいささか不備があったのでしょう。

しかし十分とは言えないものの、会議をやった意義はあったのではないか、と思います。高校生たちの意見はあまり出ず、意識も変わったかは分かりかねますが、会議に参加したパネリストたちには少なからず影

響を与えることができたのではないかでしょうか。

もし、今後もこのような会議を行われるのでしたら、時間配分などに気をつけたらいいと思います。計画とは不思議なことに、実際に行動に移すと必ず変更を求められます。予想外のことは必ず起きると踏んで、やってみるのがいいのでは、と私個人は考えています。

⑤全体として

今回、喜界高校生の一員としてこのような企画に少なからず関与できたことは非常に光栄であり、僕倆でした。私自身、やや目立ちたがり屋な傾向があり、さらにやや傍観者気質を備えているので、今回の企画の趣旨を聞いたときは本当に好奇心に駆られました。

本番ではありませんでしたが、私の知的好奇心とほんのわずかばかりの愛郷心をそそぶる刺激されました。本当にありがとうございます。

日高さんは今後就職されるそうですね。学生の身分である私が言うのは非常に変であり、また場違いかつ図々しいことでしょうが、老婆心ながら言わせてください。

これから社会や生活はなにかと厳しいものがあると思います。島に、つまり田舎で生活している私などには到底予想もできないような出来事があると思います。

どんな仕事にも辛いことはあります。しかし、それとは対になって楽しいことや遣り甲斐もあると思います。ぜひ仕事を頑張ってみてください。何かを努力することは心に張りを生みます。きっと貴女の人生を豊かにすることでしょう。

畠山さんは大学院へ行くそうですね。大学院。私には想像ができない世界です。まあ、当然ですね。しかし、確実に興味深いことがあるのだろうなと思います。

今後の研究や活動は未定とのことでしたが、もし決まりましたらお教え下さい。私は全くの部外者ですが、やはり好奇心がすぐれます。

図々しいことかも知れませんが、奄美大島などはどうでしょうか。あの島も思いのほか様々な問題や課題を抱えているように私には感じられます。もし奄美を題材とされたら、私もご協力いたします。ぜひお考え下さい。

さて、長々と書き連ねてしまい、申し訳ございません。貴女のこれから的生活が楽しく、遣り甲斐のあるものであることを心から願っております。

最後に、喜界島を調べてくださり、そして喜界高校であのよき企画を行ってください誠にありがとうございました。私も一枚噛むことができたのは本当に嬉しかったです。

i 2013年7月実施「喜界島の地域振興と高校生の離島に関する調査」に係るアンケート調査のこと。別冊「喜界島の地域振興と高校生の離島に関する調査」報告書を資料として提出。(畠山による註。以下、同様。)

ii 会議は1部と2部に構成され、高校生の参加者は授業時間の都合により、1部のみの参加となってしまった。このことに加え、パネリスト紹介で予定よりも時間を費やしてしまい、発表を1部に収めることを優先し、意見交換を2部に後ろ倒ししてしまったことで、一部の高校生しか意見交換に関わることができなかつた。最も悔やまれる点である。

喜界島みらい会議

～高校生と「うふっちゅ」と、大学生と～



日時：12月18日(水) 14:00～16:20

(途中参加や途中退席もどうぞ)

場所：喜界高校 体育館

鹿児島県離島振興協議会 平成25年度アイランドキャンパス事業

特別協力：鹿児島県立喜界高等学校

「喜界島みらい会議」とは

「総合的な学習の時間」にて喜界島の現状を知る学習をしている喜界高校の生徒、現在の喜界島を担っている「うふっちゅ（=大人）」そしていわゆる「若者・よそ者・ばか者」である鹿児島大学の学生が、世代や立場を超えて幅広い意見交換をする、喜界島振興のための会議（政策コンペ）です。高校生を主要メンバーとした振興会議はこれまでに無い試みで、喜界島の将来に対して実りある種蒔きができると考えています。

会議で取り扱うテーマは、観光・農業・産業振興・自然環境保護など、多岐に渡っており、発表者たちがそれぞれに喜界島で見つけた課題や改善策を発表します。これにつき意見交換をおこない、最終的に「喜界島みらい提言」を取りまとめ、喜界島振興のきっかけとすることが目標です。

発表者の紹介



「うふっちゅな～れ」チーム

畠山悠希 日高治香

（鹿児島大学法文学部法政策学科4年 社会保障法ゼミ）



鹿児島大学法文学部法政策学科 教授

森尾成之（行政法／地方自治法）



松田忠大（商法）



鹿児島県立喜界高等学校 生徒代表

以上、発表順

「うふっちゅな～れ」チームについて

「うふっちゅな～れ」は、かつて喜界島において、子どもの成長を願う家庭での儀式で唱えられてきた「ことば」です。子どもの健康や立身出世といった願いが込められており、子を慈しむ愛のことばだと思います。今となっては、50代以上の方々しかご存知でない「ことば」のようですが、大切な「島の宝」である子どもたちへの「うふっちゅな～れ」の気持ちは、この先もずっと変わることはないでしょう。

これから島内外でそれぞれの道を歩んでいく高校生を、大学生と島の大人の方々で育むことができるような有意義な会議にしたいという願いと決意から、この会議の企画者である鹿児島大学法文学部社会保障法ゼミ4年の畠山悠希と日高治香のチーム名に「うふっちゅな～れ」を拝借しました。

○喜界町自然保護条例

昭和48年6月30日条例第494号

喜界町自然保護条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、町の自然保護に関する基本的事項を定めるとともに、自然環境を保全することによって、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、自然と調和した豊かな生活環境をつくりあげるため、自然の保護に関する施策を定め、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第3条 町民は、すんで自然の保護に務めるとともに、町が実施する自然保護に関する施策に協力しなければならない。

(自然保護思想の普及高揚)

第4条 町長は、自然保護思想の普及高揚を図るとともに、町民が行なう自然保護活動の助長に務めなければならない。

第2章 景勝保護区

(指定)

第5条 町長は、景勝地で自然または人為的に風景がそこなわれるおそれがあるとき、又は景勝地をさらにすぐれた風景にするために、区域を定めて景勝保護区に指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、別に定める喜界町振興計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 景勝保護区の指定は、その旨を公示するとともに、当該地区内の所有者等に通知しておこなう。

4 景勝保護区の指定は、前項の規定による公示の日からその効力を生ずる。

(解除)

第6条 町長は、景勝保護区の指定を解除し又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、景勝保護区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(届出)

第7条 景勝保護区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、10日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 建物その他の工作物を設置又は増改設すること。
- (2) 広告物その他これに類する物を掲示又は設置すること。
- (3) 土地を開墾し又は土地の形状を変更すること。
- (4) 水面を埋めたて又は干拓すること。
- (5) 鉱物及び土石を採取すること。
- (6) 木竹を植栽し又は伐採すること。
- (7) 町長が指定する植物を採取すること。
- (8) 法令その他の規定によるほか鳥獣を捕獲すること。
- (9) 家畜を放牧すること。
- (10) 道路及び広場以外の地域内に車等を入れること。

(措置)

第8条 町長は前条各号に掲げる行為が景勝保護区の風景を阻害し、もしくは保護区の管理に支障をきたすと認めるときは、当該関係者にその旨を通告し、協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 遺跡保護区

(指定)

第9条 町長は、歴史上、学術上において価値の高い遺跡、記念物等の所在する地域でとくに保存管理すべきものと認める場合は、当該地域を遺跡保護区に指定することができる。

2 第5条第2項ないし第4項の規定は遺跡保護区の指定について準用する。

(解除)

第10条 第6条第1項及び第2項の規定は遺跡保護区について準用する。

(届出)

第11条 第7条の規定は、遺跡保護区について準用する。

(措置)

第12条 第8条の規定は、遺跡保護区について準用する。

第4章 植物保護区及び保護植物

(指定)

第13条 町長は、植物の自生地でとくに保護すべきものと認める地域、及び指定する植物を植栽す

る地区を植物保護区に指定することができる。

2 町長は、町においてとくに保護すべきものと認める植物について、その種類を定めて保護植物に指定することができる。

3 町は、保護植物について、町全域にわたり植物保護区に準じて保護植物の保護に務めなければならぬ。

4 第5条第2項ないし第4項の規定は、植物保護区及び保護植物の指定について準用する。
(解除)

第14条 第6条第1項及び第2項の規定は植物保護区及び保護植物について準用する。

(届出)

第15条 植物保護区において第7条各号に掲げる行為及び保護植物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、10日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 保護植物を町外に持ち出すこと。

(措置)

第16条 第8条の規定は植物保護区及び保護植物について準用する。

第5章 鳥獣保護区

(指定)

第17条 町長は、鳥獣保護のため、とくに保存管理する必要があると認める山野について、区域を定めて鳥獣保護区に指定することができる。

2 第5条第2項ないし第4項の規定は鳥獣保護区の指定について準用する。

(解除)

第18条 第6条第1項及び第2項の規定は鳥獣保護区について準用する。

(届出)

第19条 第7条の規定は鳥獣保護区について準用する。

(措置)

第20条 第8条の規定は鳥獣保護区について準用する。

第6章 海中保護区

(指定)

第21条 町長は、資源が豊富に生存する海域又は特有の資源を保存及び養殖しようとする海域を区域を定めて海中保護区に指定することができる。

2 第5条第2項ないし第4項の規定は海中保護区の指定について準用する。

(解除)

第22条 第6条第1項及び第2項の規定は海中保護区について準用する。

(届出)

第23条 海中保護区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は10日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 工作物を設置すること。
- (2) 海面を埋めたて、又は干拓すること。
- (3) 岩石等を採取し、その他海底の形状を変更すること。
- (4) 汚水、毒物等を排出すること。

(措置)

第24条 第8条の規定は、海中保護区について準用する。

第7章 管理その他

(協議)

第25条 町長は、この条例にもとづき指定した保護区及び植物等の管理にあたつては、その必要に応じて所有者及び関係者と協議しなければならない。

(財政措置)

第26条 町長は、前条の規定にもとづく管理において、その必要に応じて財政上の措置を講ずるよう務めるものとする。

(監視員)

第27条 町長は、この条例にもとづき指定した保護区及び保護植物等の管理にあたらせるため、自然保護監視員（以下「監視員」という。）を置くことができる。

2 監視員について必要な事項は、町長が別に定める。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第28条 この条例の適用にあたつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、他の公益との調整に留意しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○喜界町自然保護規則

昭和48年6月30日規則第92の1号

喜界町自然保護規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域住民および一般利用者（以下「地域住民」という。）に対する自然保護思想の普及高揚ならびに自然保護およびその適正な利用を推進することを目的として、喜界町自然保護監視員（以下「監視員」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 監視員は、自然保護思想の普及高揚ならびに自然の保護およびその適正な利用について深い理解と関心を有し、指導力判断力および行動力に富み、かつ、人格円満な者のうちから、次の(1)および(2)に該当するものについて、町長が適当と認めるものを委嘱する。

- (1) 当町内に居住し、日常自然保護思想の普及高揚と自然の保護およびその適正な利用の指導にあたりうる者
- (2) 原則として30歳以上60歳未満の者で、実際に監視員として活動できる者。ただし、町長が適当と認める者にあつてはこの限りでない。

(委嘱期間)

第3条 監視員の委嘱の期間は2年とする。

(解嘱)

第4条 町長は、監視員が次のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) この規則の目的に反する行為をした場合、その他監視員としてふさわしくないと認められる場合
- (2) 本人から申出があつた場合

(謝金)

第5条 監視員の謝金は、月額4,000円程度とする。

(業務)

第6条 監視員は、自然の保護およびその適正な利用について町長に協力して必要な報告を行なうとともに、地域住民等に対して自然保護思想の普及高揚を図るために、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 町長の実施する自然保護に関する事業について、積極的に協力する。

- (2) 町内一円とくに自然公園区域内および喜界町自然保護条例で定められた景勝保護区、遺跡保護区、植物保護区、鳥獣保護区、海中保護区について、定期的なパトロールを実施する。
- (3) 良好的な自然景勝地にあつては、そのすぐれた自然を無秩序に損壊しないよう指導すること。
- (4) 喜界町自然保護条例で定められた保護植物の採取および熱帯魚、さんご、海そう等の採捕、その他自然资源の乱掘等自然愛護の精神に反する行為を行なわないよう指導すること。
- (5) 自然公園区域内の野営場、山小屋、休憩所、案内板指導標等の公共施設をき損しないよう指導するとともにその利用に際しては、秩序を維持し、他人に迷惑を与えないよう指導すること。
- (6) 自然公園等、すぐれた自然地においては、環境衛生の維持と美化に留意し、紙くず、空かん、汚物等の処理を適切にするよう指導する。
- (7) 自然公園区域内および喜界町自然保護条例第5条、第9条第13条および第17条で指定された区域内での火気使用等に関し、火災予防上適切な措置をとるよう指導する。
- (8) 喜界町自然保護条例で定められている保護植物等を無許可で島外へ持ち出させないよう適切な指導を行なうとともに港湾空港等のパトロールを実施する。
- (9) 自然公園法その他自然保护関係法令に違反する場合には適切な指導をすること。

(業務の遂行)

第7条 監視員は、業務遂行に際しては、身分証明書（別記第1号様式）を携帯しなければならない。

2 監視員は、業務遂行に際しては、地域住民等の人格を尊重し、差別的な取扱いや不快な念をいたかせることのないよう懇切丁寧な態度で接しなければならない。

第8条 監視員は、毎月業務の遂行状況を翌月5日までに、業務報告書（別記第2号様式）により町長に報告するとともに、参考となる事項および緊急を要する場合は、その都度電話にて通報しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式

別記第2号様式

喜界島の地域振興と高校生の離島に関する調査

2013年9月 発行

編集・発行 鹿児島大学法文学部 社会保障法ゼミ「うふっちゅな～れ」チーム

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21番24号

鹿児島大学大学院司法政策研究科 伊藤周平研究室

畠山悠希 日高治香
